

システム情報工学研究科学位論文審査に関わる内規

〔平成12年4月19日〕
システム情報工学研究科教員会議
改正 平成12年9月6日
改正 平成26年3月5日
システム情報工学研究科運営委員会
改正 平成28年12月7日

(総則)

第1条 本学大学院システム情報工学研究科(以下「本研究科」という。)に在学する学生が学位論文審査を申請し課程修了した場合に授与する学位(以下「課程博士」という。)、又はそれ以外の場合に授与する学位(以下「論文博士」という)を請求する学位論文の取り扱い、筑波大学学位規程(以下「学位規程」という)及び筑波大学学位論文審査委員会に関する法人細則によるほか、この内規の定めるところによる。

(学位論文審査申請者の条件)

第2条 課程博士として博士の学位論文審査を申請できる者は、次の各号を総て満たす者とする。

- (1) 筑波大学大学院学則に基づくシステム情報工学研究科細則(以下「本研究科細則」という。)第19条に規定する修了要件を満たす者。
- (2) 予備審査に合格した者。

(早期修了)

第2条の2 前条第1号にかかわらず、本研究科細則第19条ただし書きの規定の者にあつては、筑波大学大学院学則第44条2項を適用し、別途定める大学院学則第44条第2項適用者の学位審査についての要件を満たす者とする。

第3条 論文博士として博士の学位論文審査を申請できる者は、次の各号の何れかに該当し、かつ、予備審査に合格した者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程に在学し、システム情報工学研究科における教育課程の編成等に関する細則(以下「教育課程の編成等に関する細則」という)に従って、所定の単位を修得して退学した者、又は本研究科に関わりの深い分野に対する修士の学位を有する者で、当該修士の学位取得後3年以上の研究歴を有する者。
- (2) 大学で本研究科に関わりの深い分野を専攻した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令による大学校を卒業した者等で本研究科に関わりの深い分野を専攻した者を含む。)で、大学等卒業後7年以上の研究歴を有する者。
- (3) 本研究科が(1)及び(2)と同等以上の学力および研究歴があると認めた者。
- (4) 優秀な成果が認められる者に対しては、本研究科運営委員会の議を経て、(2)に定める大学卒業後の年数を、2年を限度として短縮することができる。

(予備審査)

第4条 第2条第2号及び前条に定める「予備審査」の方法は専攻ごとに定める。

(学位論文の提出)

第5条 第2条の規定により、学位論文審査を申請する者は、予備審査合格後1年以内に、学位規程第5条の規定による必要書類及び論文公正に関する確認書(別記様式第1号)を本研究科に提出する。

2 第3条の規定により学位論文審査を申請する者は、予備審査合格後1年以内に、学位規程第7条の規定による必要書類及び論文公正に関する確認書(別記様式第2号)を本研究科に提出できるものとする。なお、同条第1号により学位を申請する者で、退学後1年以内に申請する場合にあつては、学位論文審査手数料の納付は必要としない。

(学位論文)

第6条 学位論文は単著であり、日本語又は英語で記述されたものとする。

(参考論文)

第7条 学位規程第5条1項に定める論文目録に記載する参考論文は、学位申請者の総ての印刷公表済みまたは採録決定した査読付き学術論文とする。

(学位論文を受理した日)

第8条 学位論文受理の可否は、本研究科運営委員会において決定し、学位規程第10条3項に定める「学位論文等の審査の願出を受理した日」は、当該学位論文に対する本研究科学位論文審査委員会が設置された日とする。

(論文博士に関わる学力の確認)

第9条 外国語についての学力の確認は英語について行うことを原則とする。

- 2 本研究科博士後期課程に3年以上在学し教育課程の編成等に関する細則に従って、所定の単位を修得して退学した者が、退学後2年以内に学位申請をした場合には、当該申請者に対する学力の確認を免除することができる。
- 3 学位申請者が次の各号の一に該当する場合には、申請者の学歴及び研究歴等の学力を証明する資料の確認をもって、学力の確認の一部又は全部に代えることができる。
 - (1) 大学院博士課程にて本研究科に関わりの深い分野を専攻した者で、当該課程に所定の年限以上在学し、さらに所定の単位を修得して退学した者。
 - (2) 大学の教員又は研究所の職員として本研究科に関わりの深い分野の研究に従事している者で、大学卒業後の研究歴が7年以上の者。
 - (3) 大学の教員又は研究所の職員として本研究科に関わりの深い分野の研究に従事している者で、大学院研究科の授業を担当している者、あるいはこれに準ずる者。

(学位論文審査手順)

第10条 学位論文審査は次の各号に示す手順によって行う。

- (1) 申請者の予備審査を担当する専攻の長は、予備審査結果を研究科長に報告する。研究科運営委員会は、予備審査結果の報告に基づいて、論文受付の可否を決定する。
- (2) 研究科運営委員会は、受付可の申請ごとに、学位論文審査委員会を設置するとともに、当該論文審査委員会の委員構成を、次の第11条(1)～(3)に基づいて、決定する。
- (3) 論文審査を、次の第11条(4)に基づいて、実施する。
- (4) 論文審査委員会の主査は、審査を担当する主たる専攻の長に審査結果を報告する。
- (5) 論文審査を担当する主たる専攻の長は、論文審査委員会による審査結果を別紙様式により研究科長に報告する。研究科運営委員会は、審査結果の報告に基づいて、学位授与の可否を決定する。

(論文審査委員会の構成および任務)

第11条 論文審査委員会の構成及び任務は次の各号の通りとする。

- (1) 論文審査委員会は、主査1名、副査3名以上の構成とする。
- (2) 副査のうち2名以上は本研究科の大学院担当教員とする。
- (3) 必要に応じて本学大学院の他研究科、他大学の大学院、又は研究所等の教員等を副査とすることができる。
- (4) 主査は本研究科の研究指導教員で、当該論文審査を行うにふさわしい研究業績を有する者とする。副査は当該論文審査を行うにふさわしい研究業績を有する大学院担当教員、または研究科運営委員会がそれに相当すると認められた者とする。
- (5) 論文審査委員会は、学位論文の審査、学力の確認、及び最終試験の実施を任務とする。
- (6) 論文審査委員にその任務を遂行することができない事由が生じた場合には、論文審査委員会はその旨を直ちに研究科長に報告し、研究科運営委員会はこれに対する適切な措置を講じることとする。

(その他)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は本研究科運営委員会がこれを定める。

付記

この内規は平成12年4月19日から施行する。

附記

この内規は平成12年9月6日から施行する。

附記

この内規は平成26年3月5日から施行する。

附記

この内規は平成28年12月7日から施行する。

論文公正に関する確認書
Statement of Research Ethics

システム情報工学研究科長 殿

To: Provost, Graduate School of Systems and Information Engineering

私は、提出した学位論文について、研究不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）は行っておりません。

I confirm that there is absolutely no breach of research ethics (fabrication, falsification and plagiarism) on the submitted thesis.

論文題目

Title of the thesis

指導教員

Supervisor

年 月 日

Date: (Year, Month, Day)

専攻名

Name of Graduate Program

学籍番号

Student ID Number

氏名(自署)

Name (Signature)

当該学位論文を剽窃チェックツール（iThenticate）により調査しました。

年 月 日

指導教員(自署)

論文公正に関する確認書
Statement of Research Ethics

システム情報工学研究科長 殿

To: Provost, Graduate School of Systems and Information Engineering

私は、提出した学位論文について、研究不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）は行っておりません。

I confirm that there is absolutely no breach of research ethics (fabrication, falsification and plagiarism) on the submitted thesis.

論文題目

Title of the thesis

年 月 日

Date: (Year, Month, Day)

住所

Address

氏名(自署)

Name (Signature)

当該学位論文を剽窃チェックツール（iThenticate）により調査しました。

年 月 日

主査(自署)
